

予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 81 号、令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款、民生費では、「生活保護費引下げが、最高裁で違法判決とされたことから、追加給付を行うとのことだが、給付方法はどのような形となるか。また、亡くなった方の対応はどのようになるか」との質疑に対し、当局より、「生活保護費を現在受給中の方については、手続きなく給付されるが、生活保護廃止世帯に関しては、国でも申出が必要としており、その当時受給した自治体へ申出が必要となる。なお、現時点で亡くなっている方については給付されない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 82 号、令和 8 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）及び議案第 83 号、令和 8 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 7 号））について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 11 款、災害復旧費では、「林道の小規模災害の状況は把握しているか」との質疑に対し、当局より、「県や森林組合と手分けし調査したところ、現時点で 16 路線・63 カ所あることを把握している」との答弁がありました。

これについて委員より「再度豪雨があった場合の被害拡大を懸念している。8 月 7 日に専決してから 1 カ月が経過しており、地域局と一緒に早急に林道の復旧をしてほしいが、現時点でどの程度復旧できているか」との質疑があり、当局より、「農林整備課で予算計上し、必要な経費を地域局へ振り分け復旧を進めているところである」との答弁がありました。

このほか、「災害復旧費の取りまとめにかかる期間」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 81 号、令和 8 年度横手市一般会計補正予算（第 8 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款、農林水産業費では、「農業災害等緊急支援事業について、降雹に伴う被害額はいくらか。また、どのような影響があったか」との質疑に対し、当局より、「被害額については、果樹と花卉を合わせ約 2 億円となっている。また、地域によって被害に差があり、1 割程度のところから 6 割を超えるところまであるため、地域の被害率に応じた支援を予定している」との答弁がありました。

このほか、「被害を受けた生産者への支援」や「獣害防止対策事業の実績確認」についての質疑がありました。

7 款、商工費では、「工場移転用地の土地所有者への説明」や「貸付料

の設定」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度横手市一般会計補正予算（第6号））について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出2款、総務費では、全国高校野球選手権大会出場支援事業について、「市内旅行会社が実施した市民応援バスツアーに対して、市はどのような支援を行ったのか」との質疑に対し、当局より、「参加者の個人負担は3万円であったが、市からは1人当たり2万1,000円ほどの補助を行った。また、高校側で用意した入場券の不足分を購入し、その他の支援として参加者へタオル、メガホンなどの応援グッズを渡している」との答弁がありました。

また、「当初募集した市民40人に対し、結果的に79人が参加したとのことだが、募集方法はどうか。また、参加者の選考はどのようにして行われたのか」との質疑に対し、当局より、「募集については、旅行会社が主となって周知しており、市もSNSにより広く周知している。また、参加者は、先着順ではなく、抽選により決定した。なお、公平性を保つ観点から抽選には市も立ち会っている」との答弁がありました。

また、「市には既にスポーツ振興に対する補助金交付要綱があるが、これを改正するのではなく、今年度限りの要綱をなぜ新たに制定したのか」との質疑に対し、当局より、「今回の横手高校の甲子園出場は57年ぶりとなり、卒業生にとどまらず、市民全体から大きな注目と期待が寄せられていた。このことは、教育費としてのスポーツ振興の枠を大きく超えるものであり、市として、シティプロモーションや市民の一体感の醸成という観点から、極めて重要な機会であると判断したため、単年度限りの補助金として制度設計し、2款に計上したものである」との答弁がありました。

これに対し委員より「新しい政策であれば、専決処分ではなく、議会にしっかり説明するべきだった。行政経営をする上では、公平性の面からも誰がどういう状況でも同じ判断になるような仕組みづくりが必要と考える。シティプロモーションという考え方はいいが、それが市民に伝

わっておらず、なぜ野球だけなのかという声が多く聞こえてきている。こうした状況から、その時々判断ではなく、既存のスポーツ振興の要綱を改正して、野球のみならず今後もしっかり対応できるようにすべきだったのではないかととの質疑があり、当局より、「市として、野球と他のスポーツの競技の価値を区別したわけではなく、他のスポーツについてもスポーツ振興の観点からしっかりと取り組む必要があることは認識している。今回は、市民の一体感やシビックプライドを醸成する絶好の機会であったということをご理解いただきたい。また、スポーツ振興としての大会出場補助金要綱と甲子園出場に関するものの在り方については、他市事例などの情報を収集していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度横手市一般会計補正予算（第7号））については、質疑、討論はなく、採決の結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号、令和8年度横手市一般会計補正予算（第8号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出10款、教育費では、学校給食費支援事業補助金について、「支援の内容はどうなっているのか。また、対象者は食物アレルギーによる児童生徒だけなのか」との質疑に対し、当局より、「今年度からの給食費の無償化に伴い、やむを得ない理由で給食を食べることができない児童生徒の保護者に対し、子育て支援として給食費相当額を補助するものである。また、食物アレルギーによる児童生徒への補助金については、当初で予算化されており、今回は不登校などで長期欠席している児童生徒や給食費が有料の学校に在籍している児童生徒の分まで対象を拡大し、補正するものである」との答弁がありました。

また、「文部科学省から給食費負担軽減交付金として、公立小学校の児童1人当たり月額5,200円という基準額があり、その分が市に入ることだが、補助金の額は国の基準単価で計算するのか。それとも実費とするのか」との質疑に対し、当局より、「補助金の額については、国の単価ではなく、実際の市立小中学校の給食費を基に支給する」との答弁がありました。

また、「国・県からの補助金については、給食を食べることができない児童の分も入ってきているのか。また、この事業の実施に当たっては、対象者を明確にすることが極めて重要だと考える。最終的には各自治体の判断に任せるということだが、公平性の面から要綱を制定するなど、相当細やかな制度設計が必要だと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「国・県からの補助金については、あくまでも市立小学校の在籍児童数を基に計算されており、給食を食べることができない児童分も含まれている。また、補助金の対象要件として、アレルギー、長期欠席の場合いずれも約1カ月以上の欠食届を提出していることなどのルールを定めており、今後、保護者に対して説明する際には、しっかりとした資料を提示していきたい」との答弁がありました。

このほか、「要保護世帯への支給の可否」についての質疑がありました。

討論では、佐藤誠洋委員より、賛成の立場で、「本案の学校給食費について、国の交付金が算入されていることを考えると、補助金という名目ではなく、福祉的、行政的な給付金というスキームとして整理される必要があると考える。市の重要な政策として一般財源も投入されることから、公平性が保たれるよう制度設計を早急に整備していただくことをお願いして賛成する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。